コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主の皆様・お客様・地域社会・取引先・従業員等のステークホルダーとの協働に努め、企業理念の実践を通じて社会貢献を行うことが経営の基本であると考えており、取締役会が適切な監督機能を担うとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる高い実効性と公正性・透明性を有する経営システムを構築することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこととしています。

業務体制・監査・監督について

当社の取締役会は、経営方針、事業戦略等の重要事項の意思決定機関及び業務執行の監督機関として、7名の取締役（うち3名が独立社外取締役）により構成されており、原則月1回開催しています。

なお、業務執行に関する決定の多くを代表取締役社長（以下、社長）並びに業務執行取締役等に委任し、取締役会での重要議案審議の深度を高め、意思決定の迅速化に努めるとともに、業務執行への牽制機能・監督機能の強化を図っています。

さらに、業務執行機能を強化するため、執行役員制度を設け、取締役会の決定方針及び取締役の指示により業務執行を行っています。また、取締役会に付議もしくは報告すべき事項又は社長が決定すべき事柄について事前に審議を行うほか、経営に関する重要事項について報告を行うための機関として「経営会議」を設置するなど、活発な質疑が行われる体制となっています。

また、当社は、監査役会設置会社として、取締役会のガバナンス機能の実効性、業務執行の適法性、意思決定の適正性等を監査するため、4名の監査役（常勤監査役2名）が選任されています。4名の監査役のうちの2名を独立社外監査役が占め、業務執行からの独立性を充分に確保しています。監査役会は原則月1回開催しています。

取締役候補者については、能力・識見・経歴等を総合的に勘案し、当社の取締役として最も適任と認められる者を、取締役会の決議を経て候補者として適正に選定した上で株主総会にお諮りしています。また、監査役候補者については、能力・識見・経歴等を総合的に勘案し、当社の監査役として最も適任と認められる者を、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議を経て適正に選定し、株主総会にお諮りしています。

なお、取締役及び監査役の指名並びに取締役の報酬に関する決定における内容の適切性及び決定プロセスの客観性・合理性を確保するため、独立社外取締役3名と社長の計4名を構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行うこととしています。取締役会における指名、報酬等の決定に関する決議は、当委員会における審議内容を尊重して行うこととしています。なお、当委員会の委員長は、独立社外取締役が務めています。

役員の報酬等について

当社は、取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その内容は、報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能し、個人別の報酬額の決定手続きを客観性・透明性あるものとするため、役職に応じた報酬体系とすること及び担当業務の成果等を総合的に勘案して基本報酬を算定することです。

当社の役員の報酬等に係る株主総会決議日は1994年6月29日であり、その決議の内容は、取締役の報酬額を月額3,000万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内とするものです。なお、当該株主総会決議日における役員の員数は、取締役が18名、監査役が4名です。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、代表取締役社長である田中守に委任する旨を取締役会において決議しています。なお、取締役会の決議に先立ち、指名・報酬委員会において審議を行っています。指名・報酬委員会では、取締役の報酬等の内容等について、決定方針との整合性を含めて審議を行っており、代表取締役社長による委任された内容の決定にあたっては、当該審議内容を踏まえており、取締役会としても取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額（百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	104	104	−	−	−	5
監査役（社外監査役を除く）	18	18	−	−	−	2
社外役員	50	50	−	−	−	5

コーポレート・ガバナンス体制

取締役の職務を適正かつ効率的に遂行するためには、業務執行の責任明確化及び監督機能の強化並びに経営の意思決定の迅速化を図ることが肝要であり、執行役員制度を導入するとともに、少数の取締役により機動的に取締役会を運営することが有効であると考えています。

また、経営の透明性向上による企業統治の体制強化を図るため、取締役のうち3名を社外取締役としています。

さらに、客観的かつ中立的な経営監視機能を確保するために、社外監査役を含む監査役会による定常的な監視に加えて、内部監査部門の育成に努めており、監査役との連携を深めることでその実効性を高めることとしています。また、監査役は、取締役会のほか、業務執行に係る重要な会議・委員会等に出席し、取締役会の監督機能並びに取締役の職務執行の適正性を検証することとしています。

［ 当社のコーポレート・ガバナンス体制 ］

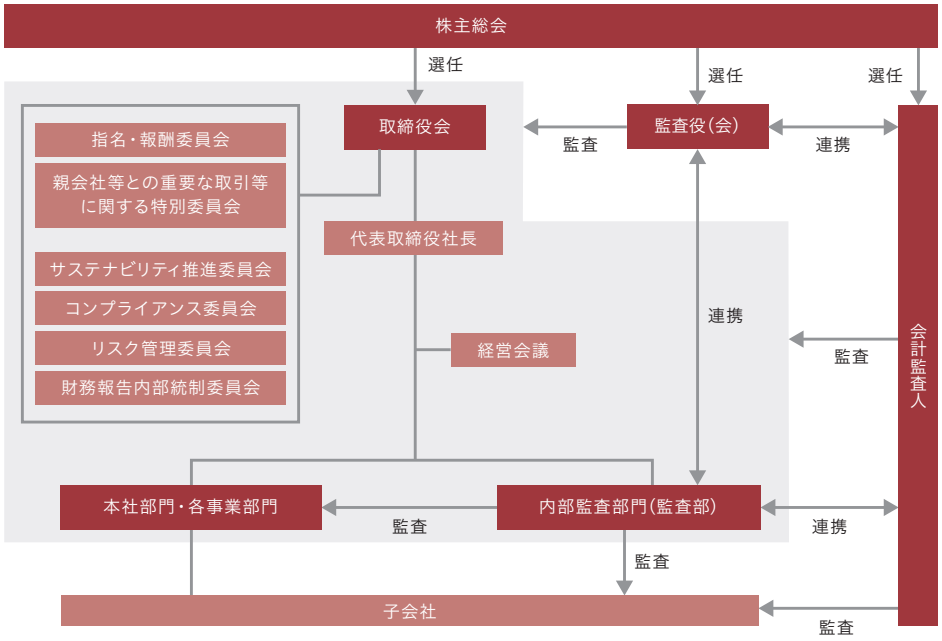

親会社との取引について

当社は、親会社に対し、鉄道車両などの製品を販売していますが、販売価格その他の取引条件については市場価格及び過去の取引実績等を勘案して、一般取引条件と同様に決定しています。

特に、親会社等との重要な取引等については、その内容の公正性・合理性を確保するため、取締役会の下に全独立社外取締役3名を含む、支配株主からの独立性を有する取締役5名を構成員とする「親会社等との重要な取引等に関する特別委員会」を設置し、取締役会での決議に先立ち、審議を行うことで、少数株主の利益を阻害していないことを確認しています。

取締役会における親会社等との重要な取引等に関する決議は、当委員会における審議内容を尊重して行っています。なお、当委員会の委員長は、独立社外取締役が務めています。

また、当社は親会社グループが運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に参画し、親会社との連携強化により当座必要となる資金をCMSから機動的に調達できる状態としています。なお、金利については市場金利を勘案して決定しています。

取締役会の実効性向上に向けた取り組み

当社は、取締役会の実効性向上を図るため、毎年、取締役会の実効性を分析・評価しています。具体的には、2026年3月期は、2026年3月の取締役会において、意思決定機能や監督機能、審議内容などに関するアンケートを各取締役に配付しました。各取締役はアンケートに意見を記載して提出し、同年5月の取締役会では提出された意見をもとに取締役会の実効性について現状の評価を行うとともに、問題点と改善策について討議しました。

その結果、取締役会は適切に役割を果たしていることが確認されましたが、今後、より適切にその役割を果たすため、審議のさらなる充実を図ることなどを確認しました。

政策保有株式に関する方針

当社は、取引関係により企業価値の向上に資する等、保有の合理性が認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。また、当社の株式を政策保有株式として保有している会社からその株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げることもなく、また、取引の縮減を示唆する行為なども行いません。

また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コス

トに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証しています。
政策保有株式の議決権の行使については、適切な対応を確保するために、以下の基準に沿った対応を行います。

① 議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断します。
② 反社会的行為や法令違反が見られた取締役等には反対票を投じます。
③ 株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対します。

株主との建設的な対話を促進するための方針・対話の実施状況

株主・投資家との建設的な対話を実現するため、総括者を総務部担当役員と定めています。株主・投資家から対話の要望があった場合には、必要に応じて経営陣幹部や総括者が指定した者が面談に臨み、当社の経営戦略や事業活動等について分かりやすい説明に努めています。また、当社ホームページにおいても、各種情報を適時適切に開示しています。
株主・投資家との対話を通じて得られた意見や提案については、重要なものを取締役会及び経営陣に適宜報告し、事業経営に適切に反映することで、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につなげています。また、定時株主総会の議案ごとの議決権行使の状況についても分析を行い、その内容を取締役会に報告しています。
2025年度は、機関投資家との対話を40件実施したほか、個人投資家向け説明会への出展や、豊川製作所・鳴海製作所における株主向け工場見学会を開催しました。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの適正で健全な構築・運用を通して、企業としての社会的責任を果たしつつ、事業目的の達成に係わるリスクを適切に管理することで、企業価値の増大を図ることを基本的な考え方としています。
内部統制システムについては、事業環境の変化などを踏まえ、必要な見直しを行うとともに、その運用状況を年度ごとに取締役会で確認しています。直近年度の内部統制システム及び運用状況の概要は、招集通知における「事業報告」のうち、インターネット開示事項として、当社ウェブサイトにて開示しています。

コンプライアンス体制

当社は、取締役をはじめとした役職員及び当社グループ関係者を対象とした「日本車両グループ倫理規程」を制定し、取締役は、自ら率先垂範して本規程を遵守し、倫理観の涵養に努めなければならない旨定め、実行しています。
「日本車両グループ倫理規程」に基づき、遵守体制を整備・運用するための当社のコンプライアンス・プログラムを制度化し、これを計画的に実施することを目的として、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法令等遵守の各役職員の行動基準を定めた「私たちの行動規範」を制定し、研修等の計画的な実施を通じ、役職員へのコンプライアンス意識の浸透・定着に努めています。
さらに、組織又は個人による違法行為等の早期発見と是正を図ることを目的として、当社及び当社グループ役職員等を対象とした「コンプライアンス相談窓口」を社内及び社外に設置し、コンプライアンス経営のより一層の強化と徹底に努めています。

リスク管理体制

当社は、各部門の所管事項に関する意思決定について、その重要度に応じて上位職位による承認や会議体への付議など、定められた手続きに基づき適切に実施しています。
また、「リスク管理規程」を制定し、当社及び当社グループのリスク管理体制を統括する「リスク管理委員会」を設置のうえ、リスクの評価・選別から対応に至るまでのリスク管理体制を整備するとともに、各部門のリスク管理活動の適正性について内部監査部門が監査を行うこととしています。
さらに、地震・津波・台風等の自然災害をはじめとする不測の事態に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、重要な事業の継続及び早期復旧に努めています。加えて、サイバー攻撃についても事業継続に重大な影響を及ぼしうる経営リスクの一つとして認識しており、サイバーBCPをはじめとする対応体制の整備を進めています。
各事業所では、「ISO9001」及び「ISO14001」に基づき、常に安全で高品質な製品を提供するための品質管理や、自然環境・職場環境の保全を推進しています。また、労働安全衛生マネジメントシステムの活用を通じて、労働災害の防止に努めるなど、安全管理の徹底を図っています。これらの活動については、担当部門が専門的立場からシステム運用の適正性について監査を行っています。
加えて、品質管理に関する取り組みの実効性をより一層高めるため、「全社品質向上委員会」を設置し、事業本部を横断した活動を推進することで、さらなる品質向上を図っています。